

対象車両と補助金額

区分	定義	補助金額
燃料電池自動車 (FCV)	搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の自動車で、自動車検査証に燃料電池自動車である旨が記載されているものをいう。	300,000円
プラグインハイブリッド自動車 (PHV)	外部電源からの充電を可能とした内燃機関及びエネルギー回生機能を有する四輪以上の自動車で、自動車検査証にプラグインハイブリッド自動車である旨が記載されているものをいう。	50,000円
電気自動車 (EV)	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の自動車で、内燃機関を有さないものをいう。ただし、超小型電気自動車を除く。	50,000円
超小型電気自動車	搭載された電池によって駆動される定格出力が0.25kWを超え0.6kW以下の電動機を原動機とする四輪以上の車両で、内燃機関を有さないものをいい、標識交付証明書にミニカーと記載されているものをいう。	50,000円

注意事項

- 申請方法はあいち電子申請と窓口の2種類ありますが、どちらか1つの方法で申請してください。
- 申請書類の提出時に、個人の場合は住民票及び滞納状況の確認、法人の場合は滞納状況の確認を行います。
- 提出日前1週間以内に市税を納付（口座振替含む）された場合は、納付が確認できるもの（領収書・通帳）を添付してください。
- 訂正や不備書類の提出なども含め、期間内に申請を完了してください。
- 補助金の交付後でも、交付決定を取り消した場合は補助金の返還をしていただきます。

あいち電子申請で申請する場合

- 様式第1、様式第3、補助金等交付請求書の作成は必要ありません。様式第1、様式第3、補助金等交付請求書に記入する内容を申請フォームに直接ご入力ください。
- 令和8年度より必要書類に併せて、申請者を確認する書類の添付が必要です。詳細は4ページをご確認ください。
- 申請フォームのURLは市公式ウェブサイトに掲載しています。